

第11回のコラムは、避難退域時検査のおはなしです。
検査の目的や、検査の一連の流れについて、確認しましょう！



『避難退域時検査』

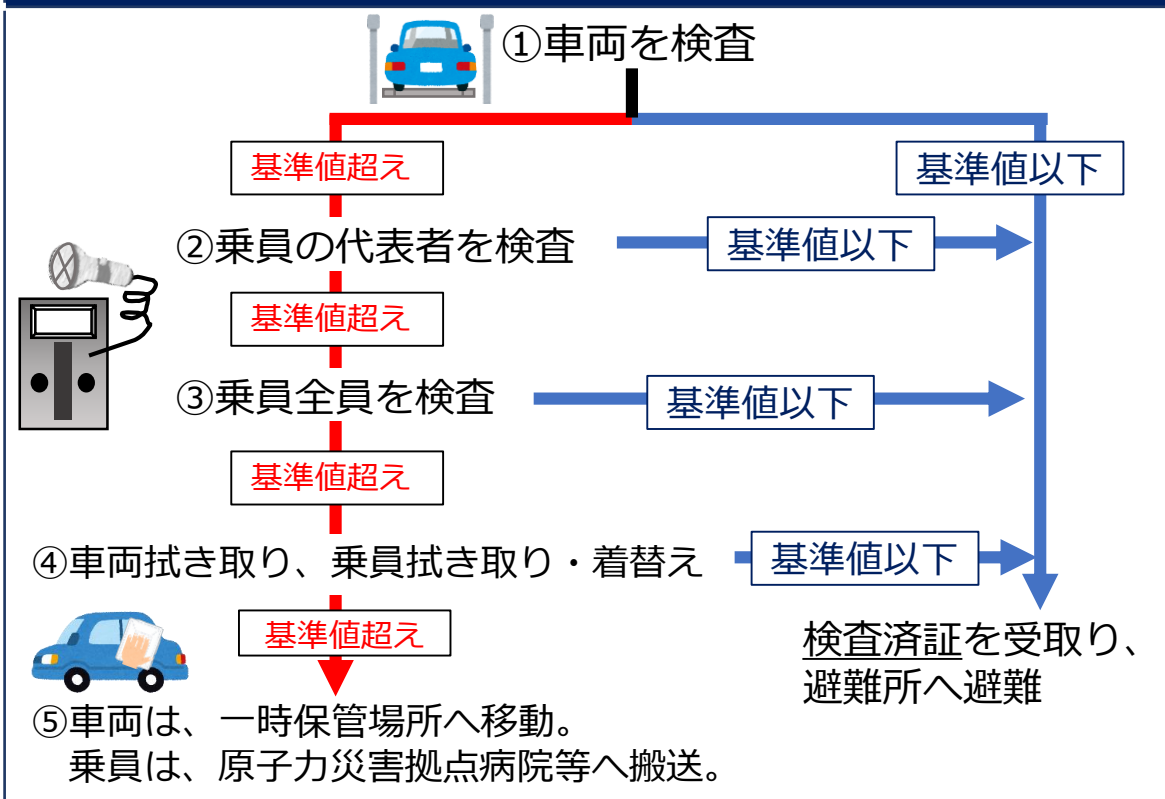
避難退域時検査とは

原子力施設で事故が発生し、放射性物質が放出され、一時移転などを行うことになった場合に、避難先への避難経路上で茨城県が実施します。

避難先自治体へ安全・安心な避難を行うため、放射性物質が車両や、衣類等に付着していないか（汚染）を調べ、汚染がないことを確認した後に「**検査済証**」が発行されます。

検査済証を受取った後に、避難することになります。

避難退域時検査の流れ



東海第二発電所で原子力事故が起き、大洗町の皆さんが避難をすることになった場合は、鹿島灘海浜公園や大竹海岸駐車場で避難退域時検査が行われるぞ！

次回は、『安全対策への取組み』というテーマで、広報誌3月号の掲載を予定しています。

